

令和 8 年台風第 2 5 号による被災者を対象に 水道料金及び下水道使用料の減免を実施します

川崎市では、令和 8 年台風第 2 5 号により被災され、本市が受入れを行っている市営住宅に入居している方を対象に、次のとおり水道料金及び下水道使用料の減免を実施します。

1 対象者

令和 8 年台風第 2 5 号により被災され、本市が受入れを行っている市営住宅に入居している方（※）

2 減免の内容

「水道料金及び下水道使用料」の基本料金相当額 2, 6 1 8 円（2 か月当たり）
（内訳 水道料金 1, 1 6 6 円 下水道使用料 1, 4 5 2 円）

3 減免の適用期間

原則 6 か月以内

4 申請の手続

上下水道局が当該施設への入居を確認するため、申請は必要ありません。

※ 川崎市では、令和 8 年台風第 2 5 号で被災され、住まいに困窮されている方に対し、市営住宅への受入れを行っており、9 月 2 9 日（火）から申込受付を開始しております。

【問合せ先】

川崎市上下水道局サービス推進部営業課 おおみか 大美賀
電話 （0 4 4）2 0 0 - 3 1 2 5
内線 4 6 1 0 2